

経営革新チャレンジ支援事業補助金事業実施要領

1. 目的

本補助金は、中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画並びに事業継続計画宣言に取り組み、様々な経営環境の変化や多様化に対応しようとする市内中小企業等（以下「**経営革新関連**」という。）及び将来的に経営革新計画の承認を受けることを見据え、創業融資を受け、他の模範となる創業計画及び販売計画に取り組む創業間もない市内中小企業等（以下「**創業関連**」という）に対して経営革新チャレンジ支援事業補助金を補助することで、市内中小企業等の新事業計画及び創業計画の実践を支援することを目的とする。

2. 補助対象者

次に掲げる要件のいずれにも該当する者

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業等であること。
- (2) 市税等（市民税、固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税）の滞納がないこと。
- (3) 次項に定めるいずれかの交付区分の条件に該当すること

3. 補助金の交付区分

次に掲げるいずれかの交付区分により、補助金を交付する。

- (1) **経営革新関連**については次に掲げるいずれにも該当すること

①草加商工会議所のアドバイスを受けて中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく経営革新計画（※1）を作成し、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに都道府県知事の承認を受けた計画を実施するもの

②事業継続計画宣言に取り組む中小企業等

（※1）中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の作成については、埼玉県HPに掲載の「経営革新計画 承認申請の手引き（埼玉県産業労働部産業支援課作成）」
https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/25587/keikakushinn_tebiki.pdf
を参照のこと。

- (2) **創業関連**については次に掲げるいずれにも該当すること

①令和5年4月1日から令和6年3月11日までに創業した者であること

②令和5年4月1日から令和6年3月11日までに創業融資（※2）を受けた者であること

③本補助金を用いて創業融資の繰上返済を行わないもの

④他の模範となる創業計画及び販売計画を作成し、実施するもの

（※2）申込金額50万円以上を対象とする。また、銀行（信用金庫、信用組合を含む）以外の金融機関等（ノンバンク、親族等）からの借入は対象外とする。

4. 補助額

- (1) **経営革新関連**

1事業者あたり20万円。

別途、販売計画を作成し、地道な販路開拓等と併せて行う業務効率化に取り組む中小企業等に対しては、補助上限額を50万円に引き上げる。

(2) 創業関連

1 事業者あたり 30 万円。

5. 募集方法

次の方法で広く補助を受けようとする事業者を募集する。

- (1) ホームページ（草加商工会議所、草加市）を活用した募集
- (2) 広報誌（草加商工会議所、草加市）を活用した募集
- (3) その他必要と認められる募集方法

6. 補助金交付申請及び請求

本補助金の交付を受けようとする市内中小企業等は、次に掲げるいずれかの交付区分に係る必要書類を添付して草加商工会議所に提出しなければならない。

(1) 経営革新関連

- ①経営革新チャレンジ支援事業補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）
- ②中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画承認書及びビジネスプランの写し
- ③経営革新チャレンジ支援事業補助金 事業継続計画宣言書（第2号様式）
- ④直近年度分の市税等納税証明書（市民税、固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税）
- ⑤経営革新チャレンジ支援事業補助金 販売計画書（第3号様式）（※3）

（※3）補助額50万円を希望する方のみ

- ⑥補助金振込先口座の通帳の写し
- ⑦その他必要と思われる書類

(2) 創業関連

- ①経営革新チャレンジ支援事業補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）
- ②創業計画書（※4）
（※4）融資申込時に提出した創業計画書等
- ③直近年度分の市税等納税証明書（市民税、固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税）
- ④経営革新チャレンジ支援事業補助金 販売計画書（第3号様式）
- ⑤創業がわかるものの写し（開業届又は登記事項証明書）
- ⑥融資を受けたことがわかる書類の写し（例：返済予定表等）
- ⑦補助金振込先口座の通帳の写し
- ⑧その他必要と思われる書類

7. 申請期間

令和6年3月11日まで随時受付とする。

（草加商工会議所へ令和6年1月31日までに事前相談を行うこと。）

8. 補助金交付決定

草加商工会議所は、提出された申請内容を審査し、経営革新チャレンジ支援事業補助金交付決定・否決定通知書（第4号様式）により、その可否を通知するものとする。

9. 補助金の支払

草加商工会議所は、前項の規定により補助金の交付決定後、速やかに申請者の指定口座に補助金を振り込むものとする。

10. 補助金の交付を受けた事業者の責務

補助金の交付を受けた事業者は、経営革新計画又は創業計画に基づく事業を実施するよう最大限努める責務を負うものとする。

また、当該事業完了後、計画期間分の決算書の提出、草加商工会議所から送付するアンケート等への回答などにより、事業成果等を報告するものとする。

なお、定められた責務に違反またはその他不正等が認められた場合には、補助金の交付を受けた事業者に対し、補助金の返還請求その他の措置をとるものとする。

11. 運営及び問合せ先

草加商工会議所